



令和2年6月9日

日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博 様

監事 花 輪 健 二



監事 井 出 多加子



令和元事業年度の財務諸表等及び決算報告書に関する意見書

日本下水道事業団法第15条第4項の規定に基づき、日本下水道事業団の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元事業年度の財務諸表等(財産目録、貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書)及び決算報告書について、監査を実施するとともに、日本下水道事業団と契約した会計監査法人による監査結果の報告及び説明を受けた。

その結果、日本下水道事業団法第39条第2項に規定する、令和元事業年度の財務諸表等及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表等は、関連規定及び基準に基づき適正に作成されていると認める。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

以上